議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第24号

消費税の税率引き上げ決定に反対する意見書(可決)

本年4月に、消費税率が8%へと増税された。また、2015年10月からの税率10%に向け、政府はさらなる増税判断を年内にも行うとしている。

しかし、もはや消費税率を引き上げる経済状況ではない。株価連動内閣とも称される政府は、6月25日に発表した成長戦略において、法人税率の引き下げや年金資産のリスク運用を盛り込むなど、株価維持と景気回復を演出しているが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊している。

内閣府が8月13日に発表した4~6月期の国内総生産(GDP、季節調整値)速報値では、年率換算6.8%減となった。政府は想定内との見解だが、消費者物価の上昇に伴う実質所得の減少により、GDPの6割を占める個人消費は想定を超えて落ち込んだ。わずかな賃上げでは物価上昇に追いつかず、消費の減少を招いていることは明らかである。

また、日銀の質的・量的金融緩和による円安・金利低下が、想定どおりに輸出増・設備投資増をもたらしているとは到底考えられない。消費税増税とセットで実施されている公共事業についても、経済対策としての効果が想定どおりに出ていない。

景気回復の演出と、それによる消費税増税という悪循環を即刻断つべきである。実体経済や国民の 生活を直視すれば、景気回復といえる状況にない以上、増税判断は容認できない。

よって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く求める。

記

1 消費税の税率引き上げ決定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第25号

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書(否決)

安倍総理は成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容である。

これらは、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議や規制改革会議における財界の民間議員からの提起を受けたものである。これらの会議には、労働者のメンバーは一人もおらず、ILO三者(公労使)構成原則を無視した場で労働法制の緩和が議論されることは極めて問題である。

予定される労働者派遣法改正の最大の問題点は、派遣期間上限3年を外し、無期限にすることである。例外的、一時的な位置づけであった派遣を常態化させることになれば、正社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない、不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置きかえられ、直接雇用という雇用の大原則が根本から崩されかねない。

また、合同会議で安倍総理は新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示した。日本は原則1日8時

間、週40時間労働で、残業や休日、深夜労働には割り増し賃金を支払う必要があるが、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者は例外である。これを労働組合と本人の同意があれば一般社員にまで拡大するという提案である。

第一次安倍政権では、ホワイトカラーエグゼンプションとして収入の高い社員への適用拡大を目指したが、残業代ゼロ法案、過労死促進法案との批判を受けて断念に追い込まれた経緯がある。

さらに、職種、勤務地、労働時間のいずれかが限定されたジョブ型正社員、限定正社員の拡大を進めることも問題である。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定のかわりに賃金が低くて済むという使用者にとって都合のよい働かせ方である。

今、日本は、長時間・過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な課題が山積している。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されない。長時間労働、過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法規を遵守しないブラック企業への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行すべきである。

よって、政府に対し、以下の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

- 1 常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切り下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法の改正は行わないこと。
- 2 使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
- 3 人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働環境整備を行うこと。
- 4 労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。
- 5 全ての労働者について、同一価値労働同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第26号

オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求める意見書(否決)

7月22日、政府は自衛隊に新たに導入する予定のティルト・ローター機「オスプレイ」の配備先と して佐賀空港を選定し、佐賀県に移転に関する検討を要請した。

その内容は、①陸上自衛隊が導入するオスプレイ17機を佐賀空港に配備すること、②米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設実現まで、海兵隊のオスプレイ24機が暫定的に佐賀空港を利用すること、③陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ50機を佐賀空港に移駐することなどである。

佐賀空港へのオスプレイ配備は、自衛隊基地の新設そのものであり極めて大きな問題がある。また、海兵隊のオスプレイの佐賀空港移駐については米軍側も反発しており、沖縄県の基地負担軽減につながるか不明である。そもそも佐賀空港は民間機使用を前提に佐賀県が整備した空港であり、建設に当たっては地元住民との公害防止協定の中で自衛隊と共用しないことが約束されており、自衛隊が利用することは協定に違反している。

特に憂慮されるのは、集団的自衛権行使容認の閣議決定以降、兵員輸送や航空祭などのイベントのためにオスプレイが日本全国を頻繁に飛行していることである。低空で飛行する訓練ルートでは、低周波、騒音、衝撃波の被害や墜落、接触事故の危険も指摘されており、日米両政府で合意した運用ルールからの逸脱も常態化している。また、開発段階から事故が多発しているオスプレイは、オートローテーション機能の欠如など安全性への疑義も指摘されている。

よって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう求める。

記

- 1 佐賀空港へのオスプレイ配備を行わないこと。
- 2 米政府に対して、オスプレイの低空飛行訓練等の全国運用中止を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第27号

農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、農業改革に関する意見書(否決)

規制改革会議答申を受けて、政府が骨太の方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革は、日本の農業だけではなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねない。

この農業改革は、安倍首相の「世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくる成長戦略の一環として、 日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようと するものであり、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言している。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農 民の意見表明の場を奪うことになる。農業生産法人の要件緩和とあわせ、企業の農地取得に道を開くこ とにつながる。

また、JA全中(全国農業協同組合中央会)の見直し、JA全農(全国農業協同組合連合会)の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするものであり、労働者の雇用にも重大な影響を与える。

この方向は、企業のもうけのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ICA(国際協同組合同盟)会長も、協同組合の根本的な原則に攻撃を加えていると批判している。この攻撃は農協にとどまらないであろう。

今、食料危機が心配される中、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連もことしを国際家族農業年としている。農業政策の基本を、企業の参入・ 進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、 協同組合を発展させることこそが重要だと考える。

よって、政府に対し、次の事項を求める。

記

- 1 骨太の方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革を中止すること。
- 2 農政改革に当たっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率の向上に資するものにすること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第28号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(否決)

2014 年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4000 円程 度下回る 1 俵 (60 キログラム) 当たり 1 万 2000 円台」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念される。

ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ 生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。と りわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にある。

そもそも、この間の米価の下落は、2013 年度、2014 年度の基本指針を決めた昨年 11 月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、ことし6月末の在庫が2年前に比べて 75 万トンもふえる見通しを政府が認識していながら、何ら対策を講じてこなかったことにある。また、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められている。

よって、政府に対し、次の事項を求める。

記

1 緊急に過剰米処理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第29号

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書(可決)

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、さらなる日本の前進に向けて、 新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいる。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組む時に来ている。それとともに、東京への一極集中や、地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めるべきことは広く国民の利益に資することは明らかである。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 立法、司法、行政を初め、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。
- 2 地方において中枢的な機能を担うことのできる都市については、その地方の発展を支えるとともに、

国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、さまざまな権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。

- 3 人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育て しやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使 いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。
- 4 首都圏から全国へ、大都市から地方への人の流れを生み出せるよう、Uターン・Iターンの促進や地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊の推進、都市高齢者の地方への住みかえを容易にする支援措置等に取り組むこと。
- 5 地方における企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第30号

危険ドラッグ(脱法ハーブ)の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(可決)

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物(いわゆる「危険ドラッグ」=脱法ハーブ、脱法ドラッグ)を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは、合法と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年3月から包括指定と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた 新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側でイタチごっことなっている。また、 危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされている。

このため、政府においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める。

記

- 一、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する 調査研究の推進、人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること。
- 一、簡易鑑定ができる技術の開発を初め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の 簡素化を図ること。
- 一、薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相 談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第31号

産後ケア体制の支援強化を求める意見書(可決)

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題になっているのが、出産前と直後の対応である。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に、出産直後から1カ月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われている。したがって、 出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする妊娠・出産包括支援モデル事業を計上した。少子化対策を進めるに当たり、産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、以下の項目の実現を強く要望する。

記

- 一、妊娠・出産包括支援モデル事業を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、 全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 一、モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないよう、利 用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 一、単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う 人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第32号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書(可決)

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に 脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識 障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など、 複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労働者災害補償保険(労災)や自動車損

害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関(WHO)においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 一、軽度外傷性脳損傷(MTBI)について、国民を初め教育機関等に対し広く周知を図ること。
- 一、画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき適切に認定が行われるよう取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

議員提出議案第33号

奨学金制度の充実を求める意見書(可決)

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息つきの第二種奨学金がある。平成24年度の貸し付け実績は、第一種が約40万2000人、第二種が約91万7000人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成 24 年度の返還滞納者数は約33万4000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成 24 年度からは無利息の第一種のみ、所得連動型無利子奨学金制度を導入している。さらに、平成 26 年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が 10 年間であるなど、さまざまな制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を 早期に創設すること。
- 2 オーストラリアで実施されているような、収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、 課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に 実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成26年9月26日